平成２４年（フ）第６９７号
神奈川県小田原市国府津2278番地　第２グリーンハイツ205
債務者　髙橋　義孝
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第７０１号
神奈川県足柄上郡大井町金子375番地１　中ノ町荘Ｃ室、前住所神奈川県足柄上郡松田町神山305番地　中川原荘202
債務者　宇田　典男
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第７１３号
神奈川県伊勢原市岡崎6873番地の９　プレシードハイツ102号
債務者　大谷　晴美
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第４１２号
愛知県一宮市春明字西砂吹埋70番地　市営春明住宅351号
債務者　増田　信雄
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第１５４１号
京都市伏見区向島四ツ谷池14番地１　向島市営住宅５－６棟1016号
債務者　菖蒲明日香
1　決定年月日時　平成25年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第８１号
兵庫県小野市王子町914番地　パークサイドハイツ207号
債務者　吉田　雅一
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２４年（フ）第１７１号
長崎県諫早市泉町25番９―307号　インペリアル、前住所佐賀県嬉野市嬉野町大字岩屋川内甲1564番地４
債務者　田﨑　篤志
1　決定年月日時　平成25年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第１８１号
長崎県大村市大川田町341番地１　グリーンコーポＢ棟101、前住所長崎県諫早市川内町168番地１　ハイカムールまつもとＡ棟201号
債務者　東川　真紀（旧姓卜部）
1　決定年月日時　平成25年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第４８２号
沖縄県那覇市前島３丁目12番１号　石敢當１階
債務者　前川　　都
1　決定年月日時　平成25年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第５３４号
沖縄県那覇市壺屋２丁目10番14号　緑風荘３－Ｃ
債務者　柳　百合子
1　決定年月日時　平成25年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第７３１号
千葉県我孫子市つくし野４丁目６番１―502号　我孫子サンハイツ
債務者　徳矢　貢一
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第７６６号
千葉県松戸市八ケ崎１丁目11番地の10　コーポウダガワ202号
債務者　堀越　庄藏
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第７７７号
千葉県柏市豊四季221番地４　ソフィアＣ―103号
債務者　竹田　友子
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第８１９号
千葉県野田市尾崎495番地　グリーンテラスＨＩＮＯＤＥ　Ｃ棟１号室
債務者　長　　健司
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第８６０号
北九州市小倉南区上吉田３丁目５番38―105号
債務者　加藤　恵子
1　決定年月日時　平成25年１月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１５２号
栃木県栃木市本町17番48号、従前の住所東京都世田谷区大原１丁目３番５号　ハイム杉203
債務者　善野　由恵
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月５日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部